

まちなか交流センター一部事務委託に係るプロポーザル選定委員会
設置要領

(設置)

第1条 まちなか交流センター一部事務委託について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、まちなか交流センター一部事務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 選定基準の作成
- (2) 企画提案内容の評価
- (3) 受託候補者の選定
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び4人の委員で構成する。

2 委員長は、産業観光部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 商工観光課長
- (2) 商工係長
- (3) まちなか交流センター館長
- (4) まちなか交流センター担当（係長級）

(会議)

第4条 委員会は、以下の場合において、委員長が招集し、開催するものとする。ただし、緊急等止むを得ない事情により開催できない場合は、書類の回

議をもって会議に代えることができるものとする。

(1) 選定基準の作成を行う場合

(2) 企画提案内容の評価を行う場合

(3) 受託候補者の選定を行う場合

(報告)

第5条 委員会は、選定結果について資料を添えて市長に報告するものとする。

(事務処理)

第6条 委員会の事務は、商工観光課が処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年6月9日から施行する。

(廃止)

2 この要領は、受託業者決定の日をもって廃止する。